

## 臨時災害放送局用機器の貸出仕様書

臨時災害放送局用機器（以下「臨災局用機器」という。）の借受者は、以下に掲げる各項に基づき、善良な管理者の注意をもって当該機器の運用、管理を行わなければならない。

### 1 貸出の範囲

貸出しする臨災局用機器の使用目的、使用場所、借受期間（必要な期間で1年を超えないものとする。ただしイベント用放送局は、原則6か月以内とする。）及び引渡場所は、貸付承認通知書別記のとおりとする。

### 2 臨災局用機器の引渡し

- (1) 借受者は、臨災局用機器の引渡しを受けるときには、四国総合通信局職員立会いの下で当該機器の整備状況を確認し、借受書と引換えに引渡しを受けるものとする。
- (2) 借受者は、前号の借受書の写しを保管するものとする。

### 3 借受期間中の臨災局用機器の運用、管理等

借受者は、借り受けた臨災局用機器を運用、管理するに当たっては、次の各号に留意するものとする。

- (1) 貸付の目的以外の使用及び改造をしないこと。
- (2) 臨災局用機器の性能維持に資するため、日常的な点検整備を行うこと。
- (3) 電波法、放送法等をはじめとする関係法令等を遵守すること。
- (4) 臨災局用機器の技術操作は、選任された無線従事者が従事することとし、正常な運用に努めること。
- (5) 臨災局用機器を転貸し（使用目的として掲げた運用の一環として他の者に利用させる場合を除く。）又は担保に供しないこと。

### 4 借受期間の変更

借受者が臨災局用機器の借受期間の延長を求めるときは、あらかじめ理由を付して四国総合通信局に申出を行い、延長に係る借受期間についての承認を得なければならない。

### 5 四国総合通信局の指示

借受者は、臨災局用機器の運用及び管理に関する四国総合通信局の指示に従わなければならない。

### 6 監査の実施等

- (1) 借受者は、四国総合通信局から臨災局用機器の使用状況等に係る監査を求められたときは、直ちに応じなければならない。

なお、監査によって四国総合通信局から指摘された事項は、速やかに措置しなければならない。

- (2) 借受者は、臨災局用機器の返却後においても、四国総合通信局から求められたときは、関係書類の報告を行わなければならない。

## 7 臨災局用機器の返却

借受者は、次の場合には四国総合通信局が指示する場所に臨災局用機器を速やかに返却しなければならない。

- (1) 臨災局用機器に係る無線局を廃止したとき
- (2) 貸付承認に係る借受期間が満了するとき
- (3) 借受者が本仕様書に規定する義務に著しく違反し、四国総合通信局から貸付承認が取り消されたとき
- (4) 四国総合通信局の特別の事由によって臨災局用機器の返却を求められたとき

## 8 臨災局用機器の返却確認

借受者が臨災局用機器を返却するときは、破損等がないことを相互に確認した上で返却完了とする。

## 9 借受者の負担

以下に掲げる費用等については、借受者の負担とする。ただし、借受者の負担とすることが適切でない認められる特別の事情があるときはこの限りではない。

- (1) 臨災局用機器の引渡し及び返却に係る費用
- (2) 借受期間中における臨災局用機器の運用に係る費用
- (3) 借受期間中における臨災局用機器の性能維持に係る整備及び修理の費用

## 10 借受者の責任

- (1) 借受者が臨災局用機器を破損、亡失したときは、直ちに四国総合通信局へ報告し、速やかに詳細を記した報告書を提出し、その指示に従うこと。その原因が災害又は盗難に係る場合は、その事実を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。
- (2) (1) の責任が借受者によることが明らかなきときは、借受者の責任によって修理又は賠償すること。
- (3) 借受者が借り受けた臨災局用機器によって、第三者に損害を与えたときは、借受者の責任によって賠償すること。

## 11 その他

本仕様書の定めのない事項については、四国総合通信局と借受者の協議により対処するものとする。

以上